

※この法令は廃止されています。
令和二年厚生労働省令第九号

新型コロナウイルス感染症を指定感染症と
して定める等の政令第三条の規定により感
染症の予防及び感染症の患者に対する医療
に関する法律施行規則の規定を準用する場
合の読み替えに関する省令

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として
定める等の政令（令和二年政令第十一号）第三条
の規定により準用する感染症の予防及び感染症の
患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第
百四号）第十八条第二項の規定に基づき、及び

同法を実施するため、新型コロナウイルス感染症
を指定感染症として定める等の政令第三条の規定
により感染症の予防及び感染症の患者に対する医
療に関する法律施行規則の規定を準用する場合の
読み替えに関する省令を次のように定める。

新型コロナウイルス感染症を指定感染症とし
て定める等の政令（令和二年政令第十一号）第
三条の規定により感染症の予防及び感染症の患
者に対する医療に関する法律施行規則（平成十
年厚生省令第九十九号）の規定を準用する場合
においては、同令第三条第二号中「結核の無症
状病原体保有者について結核医療を必要としな
い」とあるのは、「新型コロナウイルス感染症
(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウ
イルス（令和二年一月に、中華人民共和国から
世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有
することが新たに報告されたものに限る。）で
あるものに限る。以下単に「新型コロナウイル
ス感染症」という。」の疑似症の患者について
入院を要しない」と、同令第八条第一項第一号
中「一類感染症、二類感染症、三類感染症、四
類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染
症」とあるのは、「新型コロナウイルス感染症」
と、同令第十五条第二号中「一類感染症、二類感
染症、新型インフルエンザ等感染症又は新感染
症」とあるのは、「新型コロナウイルス感染症」
と、同令第十五条第二項第三号及び第三項第一
号中「中東呼吸器症候群」とあるのは、「新型コ
ロナウイルス感染症、中東呼吸器症候群」と読み
替えるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から起算して四日を経
過した日から施行する。
(この省令の失効)

2 この省令は、施行の日から起算して二年を経
過した日に、その効力を失う。

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年一月三一日厚生労働省
令第一一一号）

省令第一七三号

この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。
この省令は、（令和三年一月七日厚生労働省令
第一号）
附 則（令和三年一月七日厚生労働省令
第一号）
この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。